

三戸町地域おこし協力隊募集要項

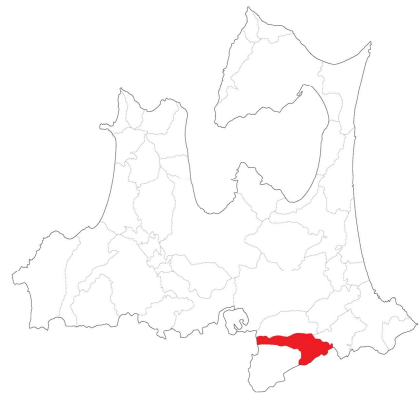
【青森県三戸町】

三戸町（さんのへまち）は、青森県南東部に位置する自然豊かな町です。青森県内の中では積雪は少なく、穏やかな気候に恵まれています。

人口は9,707人（令和2年11月末現在）、面積は151.79km²。町の基幹産業は農業で、りんごやさくらんぼなどの果物や野菜の栽培が盛んです。小麦文化も盛んで、素朴でおいしい郷土食があります。

また、三戸町出身の漫画家「馬場のぼる」さんの代表作である絵本「11ぴきのねこ」シリーズを活用したオンリーワンのまちづくりに取り組んでいます。町内においては、11ぴきのねこの石像や観光案内版、街灯フラッグを設置するなど、ファンの皆さまを歓迎する体制を整備しており、町外に向けては、11ぴきのねこのキャラクターがデザインされたラッピングバスやラッピングトレインの運行、着ぐるみを活用したプロモーション活動などを行っています。

しかし、少子高齢化により、町のさまざまな分野における担い手不足という課題を抱えています。そこで、三戸町の特性を生かし、町を元気にする仲間を募集します。新たな視点で地域住民と協力し、活動に取り組む熱意ある人をお待ちしています。



■募集ミッション

- ①ふるさと納税を活用した魅力発信ミッション
- ②11ぴきのねこのまちづくりミッション
- ③移住促進ミッション
- ④ホップ生産復活ミッション
- ⑤応募者企画提案ミッション

■業務内容

①ふるさと納税を活用した魅力発信ミッション

三戸町では、平成20年度からふるさと納税による寄附が始まり、令和元年度は約2億6千万円のご寄附をいただきました。返礼品の中には、りんごやさくらんぼなどの特産物のほか、漫画家「馬場のぼる」さんの出身地であることから、絵本「11ぴきのねこ」の限定グッズなどさまざま展開しています。

今後もますます、ふるさと納税による三戸町の魅力発信・関係人口増加を進めていくこととしており、そのお手伝いをしてくださる隊員を募集します。

実際の業務内容は、

- ・ふるさと納税制度のPR活動
- ・ふるさと納税関連のデザイン業務
- ・SNS等での情報発信・魅力発信 など

※画像描写、写真加工、チラシ作成等のデザインソフト操作ができる方

※ECサイトの運営・管理の経験がある方

②11ぴきのねこのまちづくりミッション

三戸町は、絵本「11ぴきのねこ」で有名な漫画家「馬場のぼる」さんの出身地です。

「11ぴきのねこ」シリーズは、世代や時代を超えて愛され続け、累計で450万部を超えるロングセラーとなっています。三戸町では、「11ぴきのねこ」を活用したオンリーワンのまちづくりに取り組んでおり、11ぴきのねこの石像や観光案内板、街灯フラッグ、11ぴきのねこラッピングバス、11ぴきのねこラッピングトレイン、11ぴきのねこナンバープレートなど、町のいたるところで「11ぴきのねこ」を見ることができます。また、新生児への絵本プレゼントや読み聞かせなど、絵本を活用した事業も展開しています。

三戸町では、今後ますます「11ぴきのねこ」によるまちづくりを推進していくこととしており、そのお手伝いをしてくださる隊員を募集します。

実際の業務内容は、

- ・「11ぴきのねこ」を活用した事業、イベントの企画・運営
- ・「11ぴきのねこ」を活用したグッズの考案
- ・「11ぴきのねこ」を活用した観光プログラムの企画・運営
- ・「11ぴきのねこ」の情報発信・魅力発信（SNS等） など

③移住促進ミッション

近年、少子高齢化による人口減少により、田舎の活力が失われつつあります。そのような状況の中で、町では定住人口を確保し、地域社会の活力を維持するため、子育て支援、定住支援などの定住環境の向上により人口流出を抑制するとともに、三戸町の魅力をいろいろな地域のたくさんの方に知っていただき、移住を支援する取組を強化しています。

特に将来、地域の担い手となる若い世代を対象とした移住者を積極的に誘致したいと考えており、多様な価値観を持った若い世代の移住希望者を誘致していくには、同じ若い世代、移住者の視点に立った考えを持つ人材が必要です。そこで、このお手伝いをしてくださる隊員を募集します。

実際の業務内容は、

- ・移住希望者からの相談業務
- ・移住者獲得のためのPR活動、情報発信・魅力発信（ポータルサイトやSNS等）
- ・空き家バンクのマッチング・管理・利活用方法の模索
- ・お試し暮らし住宅の管理・運営
- ・首都圏との交流活動、お試し暮らし体験・プログラムの企画・運営
- ・移住後のバックアップ体制づくり、移住者コミュニティの構築
- ・その他移住促進に関する業務 など

④ホップ生産復活ミッション

三戸町におけるホップ生産の歴史は古く、昭和39年にホップ生産が導入され、一時期は町内に約20戸の生産農家があり、最盛期の作付面積は約20ヘクタールもありました。しかし、生産者の高齢化や担い手不足により、平成29年を最後に生産が途絶えてしまいました。

近年、クラフトビール（地ビール）ブームが巻き起こっている中で、市場が欧州などの外国産が大半を占める中、国産ホップの需要は上昇傾向にあります。

三戸町では、ホップ生産復活を目指し、生産からクラフトビールやホップを使った商品の開発、販売を推進していくこととしており、そのお手伝いをして下さる隊員を募集します。

実際の業務内容は、

- ・ホップの生産
- ・ホップ生産の担い手づくり
- ・ホップを使用した商品の開発・販売
- ・ホップを活用したイベントの企画・運営
- ・ホップなど三戸町に関する情報発信・魅力発信（SNS等）
- ・地場農作物の生産及び推進に関すること
- ・移住希望者（新規就農等）の対応 など

⑤応募者企画提案ミッション

地域課題の解決や地域資源を生かした地域活性化及びまちづくりの推進のため、応募者の得意分野を発揮した自由提案による事業に従事する隊員を募集します。

○各ミッション共通の業務内容

- ・地域おこしに関する業務
- ・三戸町の地域特性を理解するために必要なイベントへの従事
- ・地域コミュニティへの積極的参加
- ・その他町長が必要と認める業務 など

■募集人員

1名

■募集対象

- (1) 年齢・性別は問いません。家族での移住も可能。
- (2) 応募時点で3大都市圏をはじめとする都市地域に住民票を有する方で、採用後に三戸町に住
民票を異動し、在住できる方

<3大都市圏をはじめとする都市地域について>

①3大都市圏

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫
県及び奈良県内の市町村

②都市地域

上記以外の国の要件を満たしている市町村（地域要件は、総務省のホームページにて確
認できます。）

- (3) 心身ともに健康で、職務に対する意欲があり、誠実に職務を遂行できる方
- (4) 住民と協力しながら地域を元気にするために意欲的に行動できる方
- (5) 地域おこし協力隊として活動期間終了後に三戸町へ定住し、就業又は起業しようとする意欲
を持っている方
- (6) 普通自動車免許を持ち、日常的な運転に支障のない方
- (7) パソコン（ワード、エクセル、パワーポイントなど）の一般的な操作ができる方
- (8) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、
又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくな
るまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しな
い者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定す
る罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破
壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

■勤務地

三戸町内

■勤務時間

8：15から17：00までのうちの7時間程度（原則として1週間当たり35時間程度）

■休日・休暇

(1) 休日は、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）とします。ただし、「11ぴきのねこのまちづくり」ミッションについては、土曜日・日曜日・祝日を出勤日とし、平日を休みとします。

なお、休日出勤及び時間外勤務する場合は、振替対応となります。

(2) 年次有給休暇は20日間です。年度途中採用の場合は按分します。特別休暇については、三戸町地域おこし協力隊設置要綱によります。

■雇用形態・期間

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定するパートタイム会計年度任用職員として採用します。

(2) 雇用開始日は、令和3年3月1日以降、応募者との協議により決定します。雇用期間は、年度区切りとするため、最初の期間は令和3年3月31日までとなりますが、協議により最長3年まで勤務することができます。

(3) 隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であっても、その職を解くことができるものとします。

■報酬

月額146,100円～（令和2年度参考）

※ 社会保険料等の本人負担分が差し引かれます。

※ 期末手当の支給はありますが、退職手当等の支給はありません。

※ 隊員の勤務を要する時間以外の活動として、町長が認める範囲において次の実践活動を行うことができます。

・地域おこし活動に関連し実施する活動においてその活動に対する対価等を得る活動

■待遇・福利厚生

(1) 社会保険（健康保険・厚生年金）、雇用保険に加入します。

(2) 住居は町が用意しますが、引っ越しに必要な経費は隊員の負担となります。

(3) 居住に関する生活備品及び光熱水費などの使用料については、隊員の負担となります。

■応募方法

次の書類を三戸町役場まちづくり推進課へ郵送又は持参により提出してください。応募用紙は三戸町ホームページ（<https://www.town.sannohe.aomori.jp/>）から取得できます。

(1) 応募用紙

(2) 住民票（抄本）

(3) 運転免許証（表裏）の写し

■募集期間

令和2年12月28日（月）から令和3年1月22日（金）まで（必着）

なお、令和3年1月22日までに応募者がいないときは、令和3年2月26日（金）まで随時募集しますので、三戸町役場まちづくり推進課へメール又は電話にてご連絡ください。

■審査方法

応募用紙を基に書類審査及び面接を行い、合格者を決定します。

面接は、令和3年1月31日（日）13：00からオンラインにて申込順に行います。

合否の発表は令和3年2月上旬予定です。

なお、令和3年1月23日以降の応募者については、面接日をその都度ご案内します。

【申込み・お問合せ先】

〒039-0198 青森県三戸郡三戸町大字在府小路町43

三戸町役場 まちづくり推進課

TEL：0179-20-1117

FAX：0179-20-1102

E-mail：iju@town.sannohe.lg.jp